

センターの設立目的

東京都立心身障害者口腔保健センターは、地域の歯科医療機関では対応が困難なスペシャルニーズのある方の口腔保健の向上を目的に、東京都が昭和59年6月に設立しました。

運営理念

患者さんとの十分な相互理解のもと、スペシャルニーズのある方が住み慣れた身近な場所で、安心して歯科診療が受けられることを目指します。

運営方針

- 1 障害や疾患を理解し、安心・安全・良質の歯科診療を提供します
- 2 「口腔機能の育成・回復・維持」と「口腔の健康管理」を支援し、障害の軽減・克服を目指します
- 3 地域での障害者歯科診療の普及と啓発に努め、障害者歯科診療を担う歯科医師や歯科衛生士の育成を目指します
- 4 障害者歯科保健に関する調査研究・情報収集を行い、障害のある人たちの口腔保健の向上に活用します
- 5 障害者のみならず、要介護高齢者等、広くスペシャルニーズのある方々まで対象としてとらえていきます

診療の進め方

1 担当制で歯科診療に慣れていきましょう

はじめは同じスタッフが担当し信頼関係を築きながら歯科の場面に慣れていきます
※または、担当を決めずにご都合を優先した予約日で診療をすすめていきます

2 他のスタッフにも慣れていきましょう

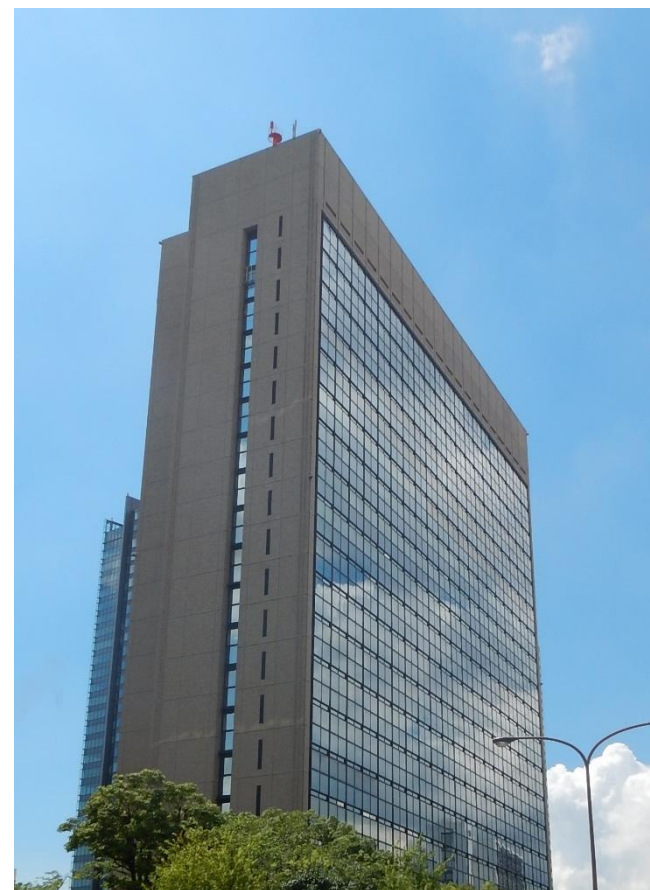
誰に診てもらっても大丈夫という自信が地域への受診につながります

3 地域の歯科医療機関を受診してみましょ

地域への受診が可能と思われる方に対し、近くの歯科医療機関をご紹介します

(2017.9)

診療システムのご案内



東京都立心身障害者口腔保健センター

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1
セントラルプラザ事務棟8・9階
TEL 03-3267-6480 (診療予約)
FAX 03-3269-1213
URL <http://www.tokyo-ohc.org/>

センターの診療システム

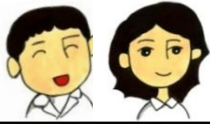
当センターでは、患者さんが歯科診療に慣れるまで歯科医師と歯科衛生士による担当制をとっています。歯科診療に慣れて、定期健診にも安心して受けられるようになったら順次担当を替えていきます。そして、歯科診療に自信が付き地域の歯科医院での受診が可能になった場合は、近くの歯科医療機関をご紹介します。

※歯科診療は完全予約制のため、担当者の予約が取りにくい場合があります。ご希望する日時を優先したい場合は、担当者を決めずに進めることも可能です。

東京都立心身障害者口腔保健センター

ステップ1

はじめは担当制で歯科診療に慣れていきましょう



同じ歯科医師・歯科衛生士が担当

初診

治療・予防

定期健診

来院動機・障害の程度・日常の様子等をお聞きし、口腔内診査後、今後の方針を説明します。

患者さん一人ひとりに合わせた歯科診療を行います。

口腔内診査、歯磨きや生活習慣の確認、プロフェッショナルケア等、定期的な口腔健康管理を行います。

ステップ2

他のスタッフにも慣れていきましょう



担当を替えていきます

定期健診



定期健診

“誰に診てもらっても大丈夫”という自信が地域での受診につながっていきます。

※疾患の程度や口腔内の状態、歯科診療の協力性によっては、担当制を継続することもあります。

医療連携しています

スペシャルニーズのある方が安心して住み慣れた地域で受診できるよう、かかりつけ歯科医と連携を図っています。

ステップ3

地域の歯科医療機関を受診してみましょう



上手になったね

地域からの紹介で来院した場合、診療ができるようになれば再びかかりつけ歯科医院に戻ることができます。



難しい〜

- * 地域の歯科医院で治療が難しい
 - * 治療だけセンターで診てほしい
 - * 全身麻酔で歯を抜いてほしい等さまざまなケースに対しセンターへの受診が可能です。
- その際は 紹介状をご持参ください。



上手になったね

地域への受診が可能と思われる方に対して患者さんやご家族の状況に合わせた歯科医療機関をご紹介します。

かかりつけ歯科医

主な紹介先

- * センターの研修を修了した先生
- * 医療連携に賛同してくださった先生
- * 地区の口腔保健センター

文京区・足立区・葛飾区・江戸川区・渋谷区・杉並区・目黒区
世田谷区・豊島区・板橋区・練馬区・北区・中野区・港区
町田市・多摩市・八王子市・調布市など



かかりつけ歯科医

センターへ紹介

地域へ紹介